

「日銀法の改正」と金融政策

慶應義塾大学 吉野 直行

I、日銀法の主要点（日銀法の主な内容について）

（1）金融政策の目標

「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（日本銀行法第1条）

(i)物価の安定を主眼とはしているが、景気にも配慮すること（「国民経済の健全な発展」を願意している

(ii)石油価格の上昇による総供給のシフトによる物価上昇の場合

(iii)バブル期の日本経済の状況（物価安定、地価・株価の高騰）

（2）日銀の独立性

「通過及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない」（日銀法第3条）

「日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」（日銀法5条）

（3）政府の経済政策との整合性

(i)金融政策は経済政策の一面をなすものであり、政府の経済政策の基本方針と整合的となるように（日銀法第4条）

(ii)経済財政政策担当大臣は、必要に応じ、金融調節事項を議事とするを議事とする会議に出席して意見を述べさせることができる。（日銀法第18条）

（5）政策委員会

総裁、2人の副総裁、審議委員6人の合計9人で構成される。議事録を相当期間の後に公開。（日銀法第16条、第20条）

（6）役員の行為制限・守秘義務（日銀法第26条、第28条）

（7）信用秩序の維持に関する業務

内閣総理大臣および財務大臣の要請があったとき、特別の条件による資金の貸付など、信用秩序の維持のための必要な業務を行う（日銀法第38条、39条）。緊急の場合に、金融機関の業務の遂行に著しい支障がないように一時貸付を行う（第37条）。

(8)

外国為替市場への介入と国際金融業務（日銀法第40条、41条）

財務大臣からの要請に基づき外国為替の売買、国際金融面での協力。

(9) 日銀考査

日銀の取引先である金融機関の業務・財産状況について、立ち入って調査を行う。ただし、取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならない。（第44条）

(10) 国会に対する報告

日銀総裁（あるいは政策委員会の議員）は、説明のために、国会に出席しなければならない。（第54条）

II、金融政策・金融秩序の安定、外国為替に関して

(1) 物価安定と数値目標、経済成長、景気安定

テイラー・ルール

(2) 日銀の独立性と経済政策との整合性

(3) 金融機関の破綻処理と信用秩序の維持

(i) 預金保険機構・金融庁との連携

(ii) 日銀と株式取得機構による民間株式の購入

(iii) 日本銀行の考査と金融庁の検査

(4) 為替変動と為替市場への介入